

令和3年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和3年3月10日

日程第1 一般質問

招集年月日 令和3年3月10日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前8時58分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	欠
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	岡村 昭	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産業振興課長補佐	長崎 寛司	企画振興課長補佐	藤川 薫

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

【議事の経過】

令和3年3月10日（水）

[8:58 開会]

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和3年第1回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《諸般の報告》

○ 池田 廣 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。6番安芸友幸君から欠席届が提出されており、欠席となっております。以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、一般質問を行います。届け出順に、順次発言を許します。9番宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

9番宮崎です。通告に従いまして、分譲住宅について質問をいたします。数十年前に芸西土地開発公社による宅地分譲がありましたが、行政としては今回が初めてと記憶しております。今回の村単分譲住宅宅地造成工事は、今月末には完成となりますが、一般募集と違い移住者を対象として、人口の促進を図るための宅地分譲であります。そこで、気にかかるのが販売価格であります。民間的な坪単価設定では土地取得価格プラス造成工事費プラス必要経費などを考えると高額な単価が予想されます。また、土地の価格は、公示価格、基準地価、路線価、固定資産税評価、実勢価格の一物五価と呼ばれる五つの指標がありますが、どのような設定を考えているのかをお尋ねします。

二つ目として、完成後に村が行う応募方法や条件、また選定は応募順なのか、抽選となるのか。さらに行政の意に反し投資目的と思われる購入者などへの対応は、きめ細かに設定はされているのかをお尋ねします。

三つ目といたしまして、当村の人口が社会増となっているのは、それなりの理由があるからだと思います。ただ、移住者に対するこの分譲が近隣市町村間における住民確保競争となつては村のイメージが損なわれる恐れがあります。そのためには、単に村外に住所を有する者で当村に定住する意思がある者とする移住者の定義を広義と捉えるのか、それとも条件付きの狭義とするのかをお尋ねいたします。

○ 池田 廣 議長

岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

おはようございます。宮崎議員のご質問にお答えいたします。現状は先月26日に臨時議会にて請負契約変更の議決をいただき、工事は最終段階となっております。工事完成後は現在の土地を購入した2筆のままとなっておりますので、一般会計補正予算書の第3表に記載しておりますように予算を一部繰越しまして、2筆の土地をまず1筆に合筆、そして中心部分となる公衆用道路分と分譲する6区画を測量しその後、分筆登記を行うよう計画しております。その分筆登記が5月中旬頃までかかる予定でありますので、販売は必然的にそれ以降となっております。

一つ目と二つ目の質問に対する答弁ですが、ご質問にあります販売価格については、土地購入費、造成工

事費、その他もろもろの経費を合計した価格を単純に割り戻した金額は十数万円になると思われます。分譲地の1区画の平均が約95坪ありますので、その価格での販売は当然厳しいものがあると考えております。

そして公募の方法、条件等につきましても、ここ最近分譲販売の実績のある幾つかの市町村に情報収集しておりますが、詳細は決定していないのが実情です。現在、情報を集めている中でも、価格に関して販売単価を一律に設定しているところもあれば、1区画ごとに面積や形状を考慮して設定している市町村もございます。また条件面でも、市町村内外を問わない自治体、市町村外に限っての募集自治体、またその他に中学生以下の子どもさんがいらっしゃる、年齢が40歳未満、何年以内に建築、固定資産税の減免期間などについても募集条件内容は千差万別であります。

ただ、言えることは投資目的として後日転売することを防ぐために、所有権移転時に5年間の買戻し特約を付記すること、その際の違約金として10%から30%の支払いといったことを条件にしていることは、ほぼ共通しております。その他にもトラブルに至り、別途補償金を支払ったケースもあったと伺っておりますので、これら一つ一つ課題を埋めながら慎重に条件設定をする必要があると考えております。

3番目のお答えですが、今回の分譲宅地販売については、村は当初から村外からのファミリー移住者向けにと想定しておりました。ご質問にあります移住者の定義として、広義か狭義かとお尋ねですが、現在お住まいの家屋が、例えば津波浸水区域であるとか立地条件など、それぞれのご家庭の事情もおありだと思いますので、近隣の市町村であっても拒むことはどうかと考えておりますので、そういう意味では狭義になるかと考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長
9番宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

再質問をさせていただきます。この周辺の路線価は、路線価から導き出される実勢価格の目安は、計算式により坪単価を求めることができます。ただ、宅地として必要な嵩上げや宅地内道路、排水路等の工事費を計上することは、条件変動はあります。この実勢価格より安くすると、村民は多額の公費を使いながら行政が土地相場を崩したとなります。また、あまりにも高額となれば、購入する移住者に負担が掛かり過ぎ、本来の目的を達成することができない恐れもあります。そのためにも十分な配慮のもと単価を決定しなければなりません。分譲にはまだ十分な日にちがありますが、行政だけによる評価ではなく、専門家の意見なども参考にして誰もが納得できる単価を求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○ 池田 廣 議長
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

宮崎議員の再質問にお答えします。その価格設定につきましても、情報収集している中で、近隣地の実勢価格まで意識して設定している自治体もあれば、意識していない自治体もございました。ただ、ほぼ実勢価格の金額で販売した分譲地は、現在でも売れ残りがあると聞きしており、逆に価格を抑えた自治体はほぼ完売。それらの自治体はあくまでも移住者定住に主眼を置き、政策として販売しているとのこととです。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。宮崎議員のほうからは分譲宅地の単価設定につきまして、ご質問をいただいております。先ほど、基本的な部分につきましては、担当課長が申し上げたとおりでございます。現在は同様の事業を行った他の市町村の考え方などの情報収集を行っている段階にございまして、しかしながら、それぞれの自治体で立地条件だとか財源内訳などのさまざまな条件が違いますので、当然そのまま参考にはできません。情報として収集整理して、一定の参考資料としながら検討を重ねている最中でございます。

す。

そこで、ご懸念の単価設定でございますが、当初から移住定住対策としての位置付けで、私自身も位置付けておりましたので、そうした形で指示を出して事業を進めてきております。購入を検討してくださる方に対して、できるだけ求めやすい価格を設定したいという思いは持っております。しかしながら、議員ご指摘のように、設定した単価が相場価格より高低がありすぎますと、今後近隣の実勢価格にも影響が生じまして、高過ぎれば後々売りにくく、そして安過ぎれば、低過ぎれば土地の価値低下を招くといった影響が出ることも懸念をしておりますし、私自身認識をしておるところでございます。そのような状況下でありましても、他の自治体の中には、実勢価格より相当低く単価設定を行っているケースも少なからず見受けられるところではありますけれども、本村としましては、移住定住対策という政策面、それを強く打ち出したいという思いを持ちつつも、仮に価格を抑えるにしまして不動産鑑定士などの専門的なご意見、こうしたものも参考にさせていただきながら、単価設定をしまいたいというふうに考えております。いずれにしても、誰もがご納得いただけるような単価となるかどうかというのは、なかなか難しい問題かなと思いますけれども、今後しっかりと議論を重ねて、結論を出したいと考えております。よろしく願いをいたします。

○ 池田 廣 議長

よろしいですか。

引き続きまして、5番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。5番仙頭です。通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。まず最初に、新型コロナウイルス対策についてお聞きします。新型コロナウイルスが、国内で拡散して1年がたちました。世界中がコロナに振り回された年だったと思います。当村でも、新型コロナウイルスの感染者が出て皆が心配し、その脅威は今も続いています。新型コロナウイルス対策として4点お伺いします。

まず第1に、3回目となる新型コロナウイルス対策の予算が国から示されました。当村はその予算をどのように使っていくのかをお聞きします。

次に、拡大から1年が過ぎ、新たに出た課題があると思います。その課題は何であるかをお聞きします。先日、全員協議会で担当課長から説明がありましたが、前回よりも事業数も増え42事業から52事業に増えたそうですが、単純にこれが新たな課題に対する対応だと考えてよいのでしょうか。

3点目として、新型コロナワクチン接種についてお聞きします。今、多くの人の興味はワクチン接種についてだと思います。しかし、情報の多くは、メディアが取り上げるものばかりで、行政のほうの後手後手の感じが否めません。国民が知りたいのは、自分の住む地域がどうなるかということです。ワクチン接種が始まってアナフィラキシーの情報も出ておりますし、かかりつけの医師のいる人はそこで接種を受けたいと考えている人も多いと思います。当村の行政の確認できている情報と見通しを教えてください。

最後に、今後の予防と災害時の対応についてお聞きします。去年はイベントのない1年でした。当村の大きなイベントは全くありませんでした。しかし、規模は小さくてもコロナ対策をして行っていく時期が来ているのではないのでしょうか。もちろん、その時期や状況というものは大事だとは思いますが。新成人や6年生のため中止する市町村も多い中、コロナ対策をしてできる範囲で成人式、修学旅行を行ったことは立派だと思います。ふれあいセンター、ほっとハウス等も滞在時間短縮などをしていますが、一人暮らしの利用者はふれあいセンターの利用をととても楽しみにしています。コロナ対策を取っているのであれば、滞在時間の引き伸ばしや、一人暮らしの高齢者の方はセンターでの昼食をとるといったようなことも行ってよい時期がきているのではないのでしょうか。また、高齢者の見守りのため、80歳以上の方にお弁当を配っていますが、お弁当を食べるほうも、作っているボランティアの方も事業の再開を心待ちにしているようです。今後の見通しはどうなっているのかをお聞きします。

次に、懲戒処分についてお聞きします。私、昨年まで当村のホームページに、この懲戒処分というものが載っていることを知りませんでした。当村の懲戒処分の概要はどういうものか、処分の種類や内容、関わる範囲などを、懲戒処分のたてりをご説明ください。それと、ホームページに出るようになってからの事例数を教えてください。懲戒処分の内容を懲戒処分される方は受け入れ職務が改善されているか、懲戒処分されたことによって仕事が嫌になっていないかと、ちょっと分かりにくい範囲だとは思いますが、答えられる範囲

で答えをよろしくお願いします。

○ 池田 廣 議長

暫時、休憩します。

[休憩 9:25]

○ 池田 廣 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開 9:30]

議会運営委員長小松康人君、協議の結果を報告してください。

○ 小松 康人 議員

議会運営委員会、先ほど開きましたけれども、協議しましたところ、執行部のほうにも内容は通じているということで判断いたしまして、このまま再開したいと思います。それでは、質問のほうよろしくお願いします。

○ 池田 廣 議長

次誰やったかな。

○ 吉永 卓史 事務局長

答弁になります。

○ 池田 廣 議長

恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

おはようございます。仙頭議員の質問に担当課より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況、成果についてご説明をいたします。本年度2億1800万円余りの交付が決定し、感染拡大の防止施策22事業、事業者支援及び地域経済対策13事業、村民の生活支援策事業7事業、教育環境整備12事業の合計54事業を計画し、取り組んでおります。来年度は、国の補正予算1.5兆円にかかる地方単独分として、さらに8300万円余りの交付が決まっております。

今回の交付金の使途は、地域の実情に応じてきめ細やかに実施する「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応」と「ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応」とされております。この3次配分に係るこれまでの対応といたしましては、庁内において事業協議を2回行い、2月4日には議員の皆さまにもご意見を伺いしたところでございます。いただいたご意見も含めまして、令和3年度にかけて継続実施する事業、新生児特別給付金事業、妊婦特別給付金事業、花卉農家支援事業の3事業につきましては、今回の令和3年度当初予算に計上し、事業に空白期間が生じないような対応を行っております。残りの事業につきましては、議会終了後、庁内において第3回目の事業協議を行うこととしております。他市町村の状況などを含め、地域の実態に応じた実効性のある施策を検討していくことといたします。具体的な事業の内容につきましては、予算提案を行う際に、予め議会の皆さまにご説明させていただくよう、調整を進めているところです。

次に新たな課題ですが、今回、イベント用コロナ対策用品の購入費や、換気ができない環境でのウイルスの除菌装置の購入費等12事業を追加いたしました。これだけでは新たな課題解決につながるものではありません。

新たに出てきた課題といたしましては、長引くコロナ禍による会食や外出自粛の影響により、村内の飲食店や宿泊事業者が長期にわたり業績が低迷していること、緊急事態宣言下でのブライダルやイベント等の中止による花卉農家を中心とする農作物等の販売不振が依然継続している現状が挙げられます。経済活動の再開と感染防止対策をどう両立していくかが新たな課題というふうに考えております。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。ごめんごめん、山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。仙頭議員の3番目の新型コロナワクチン接種の見通しについてお答えさせていただきます。まず、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国や県、市町村にそれぞれの役割が示されており、国につきましては、主導的な役割を担い、「ワクチンの確保・流通」、「接種順位の決定」、「ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供」、「健康被害救済に係る認定」、「副反応疑い報告制度の運営」を行うことになっております。都道府県につきましては、「ワクチンの流通」、そして「専門的相談対応」を行うことになっております。市町村は、住民向けの接種体制を構築することとされており、「医療機関との調整」、「接種費用の支払い」、「住民への接種勧奨」、「接種券の個別通知」、「接種手続きに関する一般的な相談対応」、「健康被害救済の申請受付・給付」、「集団的な接種を行う場合の会場確保」となっております。そのため、国の役割に関することにつきましては、メディアを通じて直接国民に知らされていることもあります。国から発表されていることにお答えすることは限られておりますのでご了承願います。

現在進めております接種順位の高い65歳以上の高齢者のワクチンの接種体制について説明させていただきます。まず、ワクチンの供給状況については、2月24日時点で、国のほうから、「対象者が約3600万人と規模が大きいところから、まず4月14日から数量を限定して全国で実施していきたい」とあり、「4月26日の週からは全国全ての市区町村に行きわたる数量のワクチンを配送したい」とされていることから、接種時期については4月中旬以降になる見込みです。

芸西村としては、早期のワクチン供給に備えて4月中旬から接種できるように準備を進めております。接種券の個別通知につきましては、国や県から特別な指示がなければ、接種が開始できる2週間ほど前には行いたいと考えております。高齢者の接種対象者は約1400人ほどであり、接種の形態につきましては、それぞれの医療機関がご理解ご協力くださいますと、ワクチン接種の時間を特別に設けてもらうなどのご配慮のおかげで、1週間当たりの受け入れ人数が多く見込める状況になったことから、医療機関で行う個別接種での対応を進めております。また、村内の高齢者施設の入所者につきましては、それぞれの嘱託医のご協力によりまして希望者には接種できる見込みとなっております。

高齢者の次に接種順位の高い「基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者」以降につきましては、現在のところ接種時期等は示されておきませんが、今後、ワクチンの供給量等から順次、示されてくると思われますので、集団接種の検討も含めまして、適宜、医療機関と連携しながらワクチン接種を進めていきたいと考えております。なお、事前にお知らせできる情報がありましたら、広報等を通じましてお知らせしていきたいと考えております。

次の今後の予防、災害時の対応に関連したふれあいセンターと給食サービスについても、ちょっとお答えしたいと思います。まず、ふれあいセンター等の運営にお答えします。現在のふれあいセンター等は、感染予防対策として3密を避けるため、午前または午後の利用をお願いしております。活動内容につきましては、感染予防対策のため料理教室や食事を伴う行事は見合わせておりますが、各種体操などは行っております。施設内では昼食も含めて飲食を控えてもらうようにしております。巡回バスの運行につきましては、車内で密にならないよう送迎回数を多くするなどの対策を取っております。そのため通常運行よりも時間がかかるようになっております。利用者からの要望は届いておりますが、ご不便をおかけしていることは理解しております。施設運営につきましては、感染状況等によりまして今後も検討してまいります。ふれあいセンター等は、重症化リスクの高い高齢者が利用されておりますので、今後も感染予防対策を行いながら安心して利用できる施設運営を進めてまいりたいと考えておりますので、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いしたいと思っております。

次に、高齢者給食サービス事業についてでございます。高齢者給食サービスは、社会福祉協議会の事業として実施しております。事業の概要につきましては、80歳以上の独居高齢者を対象に、ボランティア団体がお弁当を作り、そのお弁当を民生委員が自宅を訪問して配り、安否の確認を行うことを目的に行っております。お弁当は、10名ほどのボランティアが約3時間かけて作っていただいております。コロナの感染予防から3密や飛沫感染等を避けるため、お弁当作りは見合わせております。本来の目的であります安否確認につきまして、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会の職員、民生委員、村内の介護支援事業所の協力電話や訪問により行っております。今後の見通しにつきましては、ボランティアによるお弁当

づくりの再開の時期を申し上げることはできませんが、見守り活動につきましては、関係機関の協力を得ながら進めたいと考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長
都築総務課長。

○都築 仁 総務課長

おはようございます。仙頭議員の質問にお答えしたいと思います。私のほうからは今後の予防、災害時の対応についてと、2番目の懲戒についてお答えさせていただきます。

今後の予防対策として留意していくことは、基本的な考え方は、国・県が公表している予防対策のガイドラインに基づき、新しい生活様式を引き続き実践していただくことになると考えます。具体的には、他県との往来については、緊急事態宣言の対象地域や感染拡大地域への移動については、必要最小限とし、その際はマスク着用の徹底や3密の回避、また移動先では大人数の会食を控えていただく、発熱などの症状がある方や体調が悪い方については、帰省や旅行を控えていただくといったことをお願いします。

通常の生活をする上では、外出については、「新型コロナウイルス対策実施中」を示すポスターの掲示を目安にガイドラインを遵守しているお店を選んでいただく。会食については、可能な範囲で「規模縮小」「時間短縮」していただき、会話の際にはできる限りマスクを着用するなどの飛沫感染防止に努め、特に飲酒の場などの「返杯・献杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」などは控えるようお願いしています。また、マスク着用、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底していただき、感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないよう合わせてお願いしていきます。

また、昨年度はことごとく中止していました村のイベントや行事につきましては、今後の感染状況を見ながらにはなりますが、「経済活動の再開」と「感染防止対策」の両立を念頭に、参加者の体温非接触検知システムや、非接触式ハンドスプレー等の機器の導入、3密を回避する開催方法やイベント自体の内容や規模等も考慮しながら、また、飲食を伴うイベントの開催をどうするかや、人それぞれいろんなご意見もあるとは思いますが、実行委員会等とも開催に向けた協議を進めていきたいというふうと考えております。

なお、災害時の対応につきましても昨年と同様に、村民の皆さまへは基本的な感染対策をお願いしつつ、感染対策としてのマスク、消毒薬、防護服やゴム手袋、ポリ袋などの消耗品や、体温計、サーキュレーター、段ボールベッドやパーティションなどを備蓄しており、各地区集会所や避難所に整備しております。

また、避難してきた方には、体温を測り体調管理シートに記入いただくこととし、マスク着用の徹底、パーティションを活用した3密の回避や換気扇を回すなどの対策をお願いすることとし、また台風時の避難であれば、職員が定期的に巡回し、体調の聞き取りなどを行っています。

次の当村の懲戒処分についてになります。まず、懲戒処分の概要についてです。職員の懲戒処分については、地方公務員法第29条に基づき行われるもので、公務員の服務上の義務違反に対して、公務組織の内部秩序を維持する目的をもってなされる行政上の制裁であり、戒告、減給、停職、免職の4種類がこれにあたります。処分を行う権限を持つのは任命権者で、その裁量によって、処分の種類・程度の判断がなされます。当村では、芸西村職員の懲戒処分の基準等に関する規程に基づき、副村長が委員長である職員懲戒委員会において、処分の種類・程度についての意見を提出し、村長が処分を決定しております。

過去の事例数。議員のほうからは公表した後というふうなご質問だと思いますが、過去5年間のちょっと調べてきましたのでご報告します。過去5年間、平成28年以降で見ますと、免職・停職は0件、減給が7件、戒告が4件となっております。内容につきましては、事務事業の遅延等に関するものが7件、部下の指導監督不適正が4件というふうになっております。

もう1点。懲戒処分されたことにより改善されているかというご質問ですが、処分された職員のほとんどは、処分されたことを深く受け止め改善されております。また、管理監督者も事務の進捗状況を定期的にチェックするなどし、以降は同様の問題行為を起しておりませんが、一部の職員については、同様の問題行為で処分された者もありましたので、引き続き業務内容の見直しや指導を行ってまいります。以上です。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは新型コロナウイルス感染症に関連したいくつかのご質問と併せて職員の懲戒処分についてのご質問をいただいております。まず、新型コロナウイルス感染症関連のご質問につきましては、それぞれ担当課長からご説明をさせていただきました。

令和2年度の本村の感染症対応臨時交付金事業につきましては、多少大づかみな言い方になりますけれども、人口規模の大きい自治体に比べまして、比較的多方面から多くの支援事業に取り組めたのではないかなというふうに考えております。例えば、夜の飲食業への支援策一つ取りましても、大きな自治体ではそれだけで数千万、億単位、そうしたものの事業費となりますので、なかなか他の支援策に細かく手が回りにくいといった意味でございます。今後は、これまで以上に感染対策と経済対策、こういう二律背反するような需要とか要請に対しまして、この2本の政策を同時並行的に行っていかなければならないと考えております。3次配分の内容につきましては、皆さまそれぞれ置かれたお立場でご意見異なると思っておりますけれども、直近の感染状況やワクチン接種の進捗度合、合わせて各産業や事業者の方々への影響などを見極めながら検討を重ねてまいります。できる限り、その時点での的確な支援策として効果が出るように内容を煮詰めてまいりたいと考えております。

ワクチン接種につきましては、個別接種、集団接種を含めまして、村内の医療機関と協議を重ねております。大変現場で、非常に今忙しく立ち回っております。課長が答弁しました。課長が一番詳しいと思いますので、課長の答弁のとおりでございますが、ワクチンの供給時期についてはまだ分かっておりませんので、ワクチンの接種が円滑に開始できますように村を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、懲戒処分につきましては、まず課長が答弁いたしましたけれども、職員の懲戒委員会の委員長が課長答弁でありましたように副村長と規定をされておりますので、副村長のほうから課長答弁に加えて答弁もあると思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○ 池田 廣 議長

池本副村長。

○ 池本 尚彦 副村長

課長から答弁がありましたが、懲戒委員会の委員長は副村長となっておりますので、課長の答弁と重複するところがありますが、少し補足させていただきます。

「芸西村職員の懲戒処分の基準等に関する規程」には、処分事由といたしまして、一般服務違反関係、これは無断欠勤や遅刻、勤務態度不良、職務怠慢・注意義務違反など。公金公用物等取扱関係、これは横領や収賄、公金等の不適正処理など。公務外非行関係、これは暴力行為、器物損壊、横領など。交通事故・交通法規違反関係、これは飲酒運転や交通事故、公務上の指導監督不適正などがございます。

懲戒委員会では、本人からの顛末書や各課長からの意見を聞き、勤務態度や問題行為の内容、非行為後の対応等も含めて判断し、村長に意見書を提出しています。

また、懲戒処分を行うまでに至らない程度の場合には、嚴重注意や訓告を行うことがございます。

いずれにしましても、一定の基準はありますが、処分の程度や内容については、個々に事情が違いますので、それぞれの事情や日頃の勤務態度、改善対策なども含めて総合的に判断をいたしております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長

引き続きまして、5番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

答弁ありがとうございます。再質問を行いたいと思います。最初に、コロナ対策についてですが、答弁にもありましたように、きめ細やかな対応で、小さな声も拾って対応していただきたいたいというふうに思います。

それと、ワクチン接種ですが、ワクチン接種は見通しはまだたっていないといったことですが、分かれば、

課長もおっしゃられましたが、広報なり放送なり分かりやすく速やかな伝達手段で伝えていただければありがたいなというふうに思います。

それと、すみません。災害時はちょっと聞き抜かったんですが、答弁していただきありがとうございます。

ふれあいセンター等のことで具体的に言わせてもらいました件になりますけど、5月に2回目の知事の「濱田がまいりました」のお知らせがあります。当村には、地区懇などといったようなものもありますが、「溝渕がまいりました」をやってみては。各ふれあいセンターを回ってみて、利用者の声を聞かれてもいいのではないかなというふうに思います。また、村長もご検討ください。

すみません。懲戒処分について、ちょっと難しい、お答えいただくにはちょっと答えにくい質問だっと思えますが、答えていただいてありがとうございます。確かに、人のする仕事ですから、個人の能力で向きも不向きもあるとは思いますが。いろいろ細かく公務員法に基づき村も定めているということが分かりましたが、職員の大半の方の仕事というのは、支払いとかそういう分かりやすい業務での滞りといったような分かりやすいものではなく、ほとんどが人と接するといった判断のしにくい、ハード面よりもソフトな部分が多く、ちょっと判断の基準が難しいものだと思います。私がこの質問をさせていただいて一番言いたかったのは、職員が処分を受けた後、仕事が嫌になって辞めたくなくなるとか、ちょっと出勤しなくなるような、そういうことがないような後のフォローとかそういうものもしていただけたら、一番いいのではないかと思います。お願いというかそういったような形です。以上です。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員から再質問という形ではなかったですが、いろんなお願いも含めましてございましたので、そのような形も含めまして村が一丸となって取り組むべきであるというふうに考えております。

また、懲戒処分につきましては、副村長のほうから、委員長が副村長ですので副村長のほうから答弁がありました。最終的には私が判断をいたしますので、その任命権者としてせつかくのご質問ですから、一言お答えをさせていただきたいと思って、この場に立っております。

懲戒処分につきましては、先ほど言いましたように、地方公務員法で規定をされておまして、公務員になった時点でいわゆる耳慣れない言葉かも知れませんが、特別権力関係に入るとされておまして。それは、公務員になった言動が全て住民の方と、いわゆる公的な、法律に基づいて、いわゆる条例とかに基づいて決まり事を全部使って住民の方と接するようになるんだと。公権力を駆使する、公権力を使うような立場になって、その立場として国民の方と接するようになるという考え方がございまして、その時点で同時にさまざまな義務が課せられておまして。いわゆるサービスの宣誓、公務員として公務員らしく、その姿を外さないように誓いますという宣誓に始まりまして、法令、条例等に従う義務、これは当然のことです。それから上司の命令に従う義務、これは命令の内容に大きな瑕疵がない場合ということに従う義務がございまして。それから信用失墜行為の禁止、それから守秘義務、それから服務専念義務、営利企業の従事宣言、さまざまな多くのルールに縛られて公務員として生きていくわけでございまして。その中で非違行為があった場合、いわゆるごく簡単に申し上げれば公務員としてあるまじき行為ということですね。それがあった場合に、その法の規定によって職員の懲戒処分が行われるということになっております。

それから、平成30年からは懲戒処分の公表基準をはじめ、議員がホームページで見られたと思えますけれども、そうした処分職員の所属とか職名、処分事由などが公表という形を加えられておまして。いずれにしても、日々多種多様に複雑な業務を職員に行ってもらっておりますので、非常に職員は身分上サービスに対して厳しい制約に身を置いているわけでございまして。細かいミスや失敗はないとは言えません。ただ、また失敗したからといって全てが懲戒委員会の事案となるわけでもございませぬので、問題となった経過や故意または過失の度合い、そして他の職員や社会に与える影響、全国の自治体での同様の事例などを多くのことを参考にさせていただきまして、総合的に最終的に私が判断をしているというふうなことでございまして。

また、懲戒委員会に対しましては、こういった事案が起きたときには私のほうから同様のケースが二度と起きないように、原因を徹底的に究明をして再発防止策を同時に出していただきたいというふうなことを同

時をお願いをしております、それも懲戒委員会が作業をしてくれております、必ずその再発防止策が私に提示されるということに今はなっております。

また、当然私などは特別職ということになりますから、地方公務員法の懲戒処分の適用は受けませんが、なおさら自分の責任によって自らを戒めて職責を果たしていくということが求められておりますので、職員の起こした懲戒事案によりましては、社会性の非常に影響が大きいというふうな事案が起きたときには、全国の事例なども参考にさせていただきまして、自らの処分も当然あり得るものでございます。結果としまして、懲戒処分につきましてははないに越したことはございませんけれども、事案の反省点を出発としまして、そのことが職員本人の資質の向上だとか、いわゆる職場環境の改善、このようにつながりますように全力を挙げて今後も取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○ 池田 廣 議長
8 番松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

8 番松坂です。通告に従いまして、移住者支援空き家再生住宅事業について村長にお尋ねをします。この事業は、他の自治体から移住者の受け入れとそのための住居として田舎に多くある空き家を活用しようというものです。所有者から、自治体が空き家を 10 年から 14 年程度預かり、それを最低限の改修をして移住者に貸し出し住んでもらうというものです。

当村では、平成 27 年から改修が始まり、28 年から最初の移住者を受け入れ、現在 6 戸が整備されております。当村の空き家再生住宅事業には、同様の事業を行っている他の自治体と違うところが一つあります。それは、移住してきて住み始めた人は最長 3 年しかそこで住めないという決まりになっているということです。これは、条例に明記をされています。そのことによってどういうことが起こるのかといえば、例えば津野の住宅に入居して今年の 11 月で 3 年になり退去を求められている人は、残り 1 年となり、知り合いの人たちに何人も貸家を探してもらうことを頼み、また本人も安芸市にはじまり香南市、香美市、土佐町まで範囲を広げ貸家を探し回っています。残り 1 年となり、住む所がなくなるという不安、新たな住家を探さなければならないという負担は大変なものがあると思います。仮に、家が見つかったとしても、3 年でまた引越しをするということも大変な作業だと思われれます。村のホームページにうたう移住支援・定住促進ということには逆行しているのではないのでしょうか。移住にとって最も大事なことは住居を安定させることです。わずか 3 年で退去を求め、利用者に住居を探し回らせる今のやり方は間違っているのではないかと私は思います。なぜ 3 年で退去を求めなのか、そのやり方にどのようなメリットがあるのか、まず村長にお尋ねをします。

当村でこの事業を始めて、6 年ほどたちますが、この間 3 年で退去した人、あるいは 1 年で退去などいろいろですが、5 人の方がこの住宅を出ています。5 人の内 2 人は村外に出て、村に残っているのは 3 人です。今年、退去を求められている人も、このままいくと村外に出る公算が大きくなっていると聞いています。県下のこの事業を行っている 18 自治体に、入居できる期限の設定について問い合わせしてみました。もちろん所有者との契約は 10 年から 14 年などさまざまですが、入居している利用者との関係で期限を切っているのは、佐川町が 5 年としているだけで、あとの市町村は期限がありませんでした。3 年で退去を求めることは移住者にとって一番大事な住居を奪うことであり、ホームページなどに書いてある移住者支援でもなく定住促進でもありません。この事業を通じて県下の自治体が住む場所の安定供給による移住者を呼び込む競争とするならば、当村の 3 年しか住めないという期限を切ったやり方は圧倒的に不利な条件になるし、定住の促進という観点からも 3 年後はどこでもどうぞと言っているのと同じことです。

3 年で退去という条件は、受け入れの時点で他町村より不利になるし、3 年後の定住という点でも大きなハードルを作っています。他の多くの市町村が行っているように当村も利用者への貸出期間は 10 年とし、移住者の住居の安定、定住の促進を図るべきではないのでしょうか。村長の見解をお尋ねします。

○ 池田 廣 議長
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

松坂議員のご質問にお答えいたします。現在、村が所有者から10年間お借りし、住宅を改修後、移住者支援住宅として管理している物件は6軒あり、いずれも満室状態です。

さて、移住者支援住宅につきましては、最初の1軒目は平成26年度に予算計上し、27年度への繰越手続きを取り、年度末に完成をいたしました。県内でもこの事業への取り組みが早いほうでしたので、平成28年8月から運用するにあたり、「10年後は所有者にお返ししなければならない」ということが前提でありますので、その当時、他の町村の状況も参考にしながら、関係各課で検討した結果、利用料も月額2万円と比較的ご利用いただきやすい金額に設定することからも、最長3年で、10年の間に3組の移住者に利用していただくとの考えで、1年を基本とした3年まで更新可能な制度にと条例で定めております。

入居するにあたり公募いたしますので、入居希望者にはその点を説明し、現入居者の方々のご理解の上、入居されております。そして、これまでに入居されていた方々も3年を待たずに公営住宅が空室になれば入居された方、理由までは承知しておりませんがご実家に帰られた方、ご自分で新居を建てられた方もいらっしゃいます。ですので、現制度上3年で退居を求めるといよりは、当初からのお約束ということになります。

二つ目の質問へのお答えです。空き家活用促進事業を活用し、管理運営している市町村は県内でも27市町村あります。その中には質問のありましたように1年あるいは2年ごとに更新、または一括して10年お貸ししている自治体もございます。しかし、中にはお試し住宅として活用している団体、男子学生寮として活用している団体、1年から5年間貸し出しという自治体も少なからずあります。当村のように10年内に多くのご家族に利用いただき、そのまま定住していただければとの思いもあるのではないかと思います。

先にも申しましたが、入居希望者には申込時に制度についてご説明をしており、3年間を短い長いと捉えるは別として、その期間内は村としても公営住宅の募集情報や空き家バンクの登録物件情報をお知らせしております。その中で新しいお住まいをお探しいただければと考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長

8番松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

再度質問します。結局、その公営住宅を紹介しているとか、家を建てた人がおるとかいろいろ言われましたが、なぜそこで3年ということにしているのかというメリットの説明はなかったように思います。私には、どう考えてもメリットというものが思い浮かばないんですが、そのことの再度の説明を求めたいと思います。

結局、私が思うに、当村のこの移住促進空き家再生事業というのは、定住支援という観点が抜け落ちているということだと思います。だから、3年で退去という他の自治体にはない特異なルールを作っているのではないかと思います。他町村の例を言いますと、梶原町は50戸ほどの空き家再生住宅を整備して、6年間で200人ほどの移住者を受け入れています。その梶原町では、移住定住コーディネーターという役を選任で配置して、空き家の手配から仕事あるいは移住後のフォローまで一貫して面倒を見ているということを書いてありました。その役割を担っている片岡さんという人がこう言っています。「移住対策ですごく大事なものは、実は移住された後のケアなんです。移住した後は知りませんという対応を取っていたら、定住にはつながらない」と言っています。だから、当村の3年で退去という規定は、移住後のケアをしないということの最たるものではないかと思えます。

課長が言われたように、公営住宅を紹介しているということも、それは私は支援というべきものではないと思います。空き家再生住宅を出されて、住む場所はどこでも住んだらいいという言い方に思います。やっぱり何年も住むわけだから、それは家の広さとか傷み具合とか、その他もろもろの条件、あるいは希望もあるわけですので、3年で出てどこでもどうぞというやり方はあんまりよろしくないと思います。

そして、家を建てた人もいるということですが、そりゃいるかもしれませんが、できる人はそうしてもいいんですけど、しかしそれは誰彼できることでもないし、それをモデルケース的に扱われてもなかなか定住は進んでいかないのではないかと思います。ですので、なぜ3年で区切るのか、そのメリットをもう少しお話し願いたいと思います。

○ 池田 廣 議長
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

松坂議員の再質問にお答えしたいと思います。先ほどの答弁と重複もいたしますけども、運用開始時の考え方でありましたので、早期に他市町村への聞き取りを重ね、研究は重ねていきたいと思っております。

しかしながら、仮に貸出し年数を延長したとしても、早い物件は令和7年度末から順次所有者にお返しをしてみたいです。所有者のお考えもおありだと思いますし、定住したいと言ってもその時点で居住者の方に引き続き直接お貸しいただけるかどうかその確約はありませんので、契約満了前からご本人がどうされたいかということも決めていかないと、今回と同様のケースもありはしないかとも懸念はされます。

メリットといいますと先ほども言いましたけども、うちのほうとしては、多くの定住者を迎えたいという意味合いもありまして、10年間の間に3組ぐらいをお住まいいただければという思いがあつての、その時の条例を制定をしております。以上です。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員からは、移住者支援空き家再生住宅事業につきましてご質問をいただいております。現状につきましては先ほど来担当課長の答弁のとおりでございます。

ご指摘の村の移住者支援住宅の利用期間の考え方についてなんですが、担当課長と答弁が重複もいたしませんが、市町村ごとに事業の位置付け、考え方、これも異なるという中で使用目的そして年数を協議して、それぞれ期間を定めているものと考えております。

1問目で議員がおっしゃられました、何か佐川町だけが5年で、あとは10年だというようなご質問だったと思いますけれども、私が把握しているちょっと状況は、1年から5年は本村も含めまして4団体あり、お試し住宅として利用しているところも3団体ありということで、ちょっと議員のご質問と手元に持っているデータがちょっと相違がございますので、再度確認をしてみたいと思います。

課長答弁にはありましたけれども、他の市町村の状況も聞き取りをした中で、本村のように支援とか促進のほうに軸足を置いて、10年という期間内に複数のご家族に住んでいただけるチャンスを持たせてあげたいということで3年スパンで考えたというふうに、先ほど来、もう3回目になりますけど答弁をさせていただいております。3年間というスパンの中でそれぞれの事務手続きもありますので、それも挟んで都合10年ということでスタートしたというふうに私は説明を受けておりまして、そのような考えでおります。当村のように、そうしたような複数の期間設定をしているところもあれば、あるいは申し込みが少ないということもあって、最初から定住促進、ここに軸足を置いて一度入居すれば基本的に10年通して貸し出しをしている団体も、これ確かにございます。その中で、地域に溶け込んで良好な関係を持たれている移住者もおれば、逆に地域になじめず、大変肩身の狭い思いで悩んでおられる方も大変多いというようなこともございまして、それぞれの担当する市町村におきましては、一律な使用期間の設定につきましては、今も課題を抱えているのが現実ではないかなというふうに考えております。従いまして、近隣市町村だけではなくて、全国的に見れば、貸し出し期間には相当のバラツキがあると考えておりますので、一概にどれが正解というふうなものではないというふうな認識を持っております。

また、単に期間を長く取りましても、国・県のそもそも補助事業でございますので、当初から10年で所有者にお返しをする事業内容ですから、期限は必ず到来をいたします。ですから、ありがたいことですがそれ以上住み続けていただけるという場合には、期限到来までに新たに住む所を村内で探していただくこととなるわけですが、その際には村としても空き家バンクなども活用して、またさまざまな関係の皆さまからの情報提供、そしてご協力を得ながら物件の紹介は積極的に行わせていただきたいと、これは本来の姿であり当然のことだと思いますので、そのように思っております。

一方で、本村におきましては、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、平成28年からこの事業運用を

始めたんですが、運用以来、他の市町村の運用状況についての随時の情報交換や状況把握、これ必ずしも密には行われてきていなかったのではないかなというような反省点もございます。ですから、従いまして、今後他の市町村から、特に今回の焦点に絞ったご指摘の点、その貸し出し期間につきましても、それぞれの市町村が抱えます運用上の課題、問題点も含めまして、今後細かく状況を聞かせていただき、課長も申し上げますが研究をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長
8 番松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

再度質問をします。もうちょっと付け加えますと、この家の人は集落活動センターで商品開発のキーパーソンの役割を果たしている人でもあります。移住をして、当村でも大きな役割を果たしている人でも、住まいの問題で村を出て行かなければならないことになるというのが、今の制度だと私は思います。その原因が、言っているように3年退去というこのシステムにあります。だから、このこと一つをとっても3年退去という制度は合理性がないと私は思います。

また、先ほど言いましたように梶原町の片岡さんは、「まだ5年とかいうことではなくて、10年後のことをやっぱり考えて、今後10年たてばスムーズに家主さんに引き継いで、貸家としてまた住んでもらうようなことができるようなことにすることが、この制度の大事な仕事じゃないか」とも言っています。移住者の10年から先のことの定住のことも考えて言っています。それがこの制度の重要なことだと言っていますので、この3年という期限は検討してくれるということでしたけれども、早急にですね、検討して条例を変えてもらいたいということをお願いして質問を終わります。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員からは再々質問をいただきました。事業につきましての分析、考え方につきましては、再質問まででお答えさせていただいたとおりでございます。当人のいわゆる、先ほどご質問にありましたように、就活センターに対するご貢献だとか、そして村も本当にありがたい話なんです、そのところは本当に村も深く認識をしておるところでございますが、この事業の在り方についての議論とその就活でのご貢献とまた一緒にして議論をするというのも、また整理が難しくなりますので、そのことにつきましてはその利用期間についてどのような設定をして、どのような問題を抱えているかにつきましては、他市町村と情報交換をして整理をしていきたいというふうに先ほど申し上げたところでございます。

また、3年から10年にしましたら、また当初の本村の目的、3年スパンでというふうな形から逆に言えば、10年に延ばしたら後2家族のチャンスが消えるというような形になりますから、そのようなことで10年にしたらどうなのかということ、そのことも含めまして他の市町村と情報交換をしていきたいと思っております。

それからご紹介にもありましたが、全国的にはその一旦、補助事業でありますから、10年なら10年のくくりがあるわけでございます。ここにいきますと当然所有者の方にお返しをしなければならないということが、大前提としてあるわけですが、一旦その事業は終わりとしてその事業をまた継承するような形で、何らかの形で引き継いでいるというような市町村もそれは実際はしております。議員の紹介にもありましたけれども、そのような形もあるわけですが、それはまた所有者の方との交渉にもなってくるというふうなことで、一旦は補助事業としての条件設計に沿うのが大前提であるということでもありますので、10年の中で10年にするのか、何年にするのかというふうなことにつきましては、先ほど来申し上げておりますとおり他の市町村と綿密に情報交換をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[10 : 30 散会]